

令和元年8月、中井富士白苑において、当苑 所属の看護職員3名（常勤1名、非常勤2名）が共謀し、平成29年4月から令和元年6月までの間、特養本入所ご利用者1名の処方薬のビタミン剤をご利用者に服用させず、「自分たちの美容 のために」着用していた不祥事が発覚しました。

法人は本件が決してあってはならない重大な不祥事として捉えており、併せて、法人自体にもすべての従業者に対し、法令を遵守させることについて管理監督上の責任があるにもかかわらず、体制の整備が不十分であったと認識しています。

については、警察への被害届の提出、加害者3名の看護職員はもとより、監督責任者等に対しても厳正な処分を実施することにより、関係者への処分責任の所在を明らかにするとともに、以下の対策の実施をもって再発防止に万全を期すことといたしました。

#### 【原因】

- 1 看護職員 の専門職倫理の欠如及び個人のモラルの欠如があった。
- 2 ご利用者の支援に当たって、看護部門の業務全般はその専門性故にその職域に委ねられてしまい、法令を遵守する上で、各専門職間の真の連携協働体制（支援目的の合意形成、情報共有、環境設定等）にはなかった。
- 3 法人自体に法令遵守に係る管理運営上の責任（法令遵守状況の把握及びその徹底）についての認識が不足するなど、ガバナンスが機能していなかった。

#### 【再発防止策】

- 1 理事長による職種別倫理研修実施（既8回実施し、欠席者のためにビデオ撮影し、全職員に対して視聴と研修報告書提出を求める）
- 2 今後は、6ヶ月毎の倫理研修を実施する。
- 3 当苑が保管する全ての医薬品の管理について、担当看護職員の確認のみならず、施設長又は施設長が任命する代理者が1ヶ月毎に確認作業を行い、ダブルチェックする。
- 4 従業員 採用選考の内容強化

【関係者への処分内容】

- 1 加害者看護師3名の懲戒解雇（9月15日付）
- 2 理事長及び施設長の管理監督責任  
理事長 10月分役員報酬 100%減額  
施設長 戒告

なお、法人の調査に対してご家族からは、看護職員として再就職できないよう強い措置を望むとのお申し出を頂きました。

また、このような不祥事を生じさせた法人としても、当事者である看護職員が十分な反省を顧みることなく安易に再就職につながるものがないよう、単に懲戒規定で定められた処分を行うのみでは許されないと判断し、解雇前に十分な職業倫理上の教育を施す必要があると考え、当該看護職員3名について前述のとおり、綿密な教育プログラムによる改善を求め、反省を促してきたところです。

法人として、上記の取り組みも含めて、被害者であるご入居者及びご家族には、不祥事案にかかる改善を図るべく取り組んできた内容についてご理解を得られるまで、懇切丁寧に対応してまいります。

尚、本件の公表が遅くなった理由ですが、警察の捜査に協力することを最優先としたことによるものであり、このような事態を生じさせたことに加え、事実の公表が遅れましたことに関しても重ねてお詫び申し上げます。

令和2年3月10日

社会福祉法人富士白苑  
理事長 初谷博保